

運 営 規 程

別表第1（第 9 条 関 係）
別表第2（第 1 1 条 関 係）

平成14年4月1日改訂
平成15年4月1日改訂
平成15年10月1日改訂
平成17年4月1日改訂
平成17年8月1日改訂
平成17年10月1日改訂
平成18年4月1日改訂
平成21年4月1日改訂
平成24年4月1日改訂
平成24年6月21日改訂
平成25年2月1日改訂

医療法人パテラ会
介護老人保健施設 りんどうの里

介護老人保健施設りんどうの里 運営規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、医療法人パテラ会が開設する介護老人保健施設りんどうの里（以下「りんどうの里」という。）における次に掲げる施設および事業の運営に関し、重要な事項を定めるものとする。

- 一 介護老人保健施設（以下「施設」という。）
- 二 指定短期入所療養介護事業（以下「短期入所」という。）
- 三 指定通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリ」という。）
- 四 指定介護予防短期入所療養介護事業（以下「介護予防短期入所」という。）
- 五 指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「介護予防通所リハビリ」という。）

(施設・事業の目的)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その入所者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

- 2 短期入所は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所療養介護計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質を向上させるとともに、利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 通所リハビリは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 4 介護予防短期入所は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防、療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 5 介護予防通所リハビリは、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(運営の方針)

第3条 りんどうの里は、りんどうの里を利用する者（以下「利用者」という。）の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービス、短期入所療養介護、

通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション（以下「施設サービス等」という。）を提供するものとする。

- 2 りんどうの里は、明るく家庭的な雰囲気をもつよう努めるとともに、特に地域及び家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めるものとする。
- 3 りんどうの里は、市町村、地域包括支援センター、他の介護保健施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。

（説明及び同意）

第4条 りんどうの里の従業者は、施設サービス等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をし、同意を得るものとする。

（身体拘束の禁止）

第5条 りんどうの里は、利用者に対する施設サービス等の提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ないと医師が指示した場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わないものとする。なお、身体拘束の禁止に関するシステムについては、りんどうの里リスク管理・身体拘束廃止委員会で定めるものとする。

- 2 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（秘密の保持・個人情報の取り扱い）

第6条 りんどうの里の従業者又は従業者であった者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。なお、個人情報の取り扱いについてはりんどうの里個人情報保護規程で定めるものとする。

（名称等）

第7条 りんどうの里の名称等は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人保健施設 りんどうの里
- 二 所在地 吾妻郡高山村大字中山2715-2
- 三 管理者 武士 登

第2章 定員及び従業者

（定員）

第8条 りんどうの里の施設、短期入所及び介護予防短期入所の入所定員（又は利用定員）は、80名とする。

- 2 りんどうの里の通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの利用定員は、1単位20名とする。

(従業者の職種、その内容及び員数)

第9条 りんどうの里の従業者の職種、その内容及び員数は、「別表第1」のとおりとする。

第3章 サービスの内容及び費用の額

(施設サービス等の内容)

第10条 りんどうの里で提供する施設サービス等の内容は、次のとおりとする。

- 一 施設サービス計画、短期入所療養介護計画（おおむね4日以上継続して利用する場合をいう。）、介護予防短期入所療養介護計画（おおむね4日以上継続して利用する場合をいう。）、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成
- 二 食事の提供（利用者が選定する特別な食事の提供を含む。）
- 三 入浴（一般浴槽又は特別浴槽における入浴とする。）
- 四 看護及び医学的管理の下における介護
- 五 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション等）
- 六 退所に向けた総合的支援
- 七 各種相談に対する指導及び援助
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料及びその他の費用の額)

第11条 利用者がりんどうの里から施設サービス等の提供を受けた場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該施設サービス等が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 りんどうの里は、前項に定める額のほか、次の各号に定める費用につき「別表第2」に額を掲げ、かつ、当該費用に関し利用者及び家族の同意を得たときは、利用者から当該費用の額の支払いを受けることができる。

一 施設

- ① 食事の提供に要する費用
- ② 居住に要する費用
- ③ 利用者が選定する特別な療養室の費用
- ④ 利用者が選定する特別な食事の費用
- ⑤ その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの

二 短期入所

- ① 食事の提供に要する費用
- ② 滞在に要する費用
- ③ 利用者が選定する特別な療養室の費用
- ④ 利用者が選定する特別な食事の費用
- ⑤ 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
- ⑥ その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの。

三 通所リハビリ

- ① 食事の提供に要する費用
- ② 利用者の選定による通常事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- ③ 通常要する時間を超える通所リハビリであって、利用者の選定により必要となる費用の範囲内において、居宅介護サービス又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用
- ④ おむつ代
- ⑤ その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの。

四 介護予防短期入所

- ① 食事の提供に要する費用
- ② 滞在に要する費用
- ③ 利用者が選定する特別な療養室の費用
- ④ 利用者が選定する特別な食事の費用
- ⑤ 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
- ⑥ その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの。

五 介護予防通所リハビリ

- ① 食事の提供に要する費用
- ② 利用者の選定による通常事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- ③ おむつ代
- ④ その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が負担することが適当と認められるもの。

3 前項の費用の額を変更した場合は、当該変更した額について新たに利用者及び家族の同意を得なければならない。

第4章 運営に関する事項

（りんどうの里の利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者は、りんどうの里を利用するに当たっては、従業者の指導による日課を励行し、協同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

2 その他りんどうの里の利用に当たっての留意事項は、管理者が別に定める。

（通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの営業日並びに営業時間）

第13条 通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの営業日並びに営業時間を、次のとおり定める。

- 一 営業日 月曜日から土曜日まで。（12月31日から1月3日までを除く。）
- 二 営業時間 午前9時から午後5時まで。（ただし、利用者の選定により通常要する時間を超えて行う通所リハビリの提供が必要と認められる場合は、この限りでない。）

(通常を送迎及び通常の仕事の実施地域)

第14条 短期入所及び介護予防短期入所の通常を送迎の実施地域は、吾妻郡・利根郡・沼田市・渋川市とする。

2 通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの通常の仕事の実施地域は、吾妻郡・利根郡・沼田市・渋川市とする。

(褥瘡の発生防止)

第15条 りんどうの里は、施設サービス等の提供に当たり褥瘡が発生しないよう、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 褥瘡のリスクが高い利用者に対し、褥瘡予防のための計画を作成すること。
- 二 看護職員を褥瘡予防担当者とする。
- 三 褥瘡対策委員会を設置し、褥瘡対策のための指針を整備すること。
- 四 従業者に対し、褥瘡対策に関する教育を行うこと。

(衛生管理)

第16条 りんどうの里は、施設内において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 看護職員を感染対策担当者とする。
- 二 感染対策委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底すること。
- 三 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針(感染対策マニュアル)を整備すること。
- 四 前号に定めるマニュアルに基づき、従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(非常災害対策)

第17条 りんどうの里は、防火管理講習を受講した者を防火管理者とし、非常災害に関する具体的な計画を立てなければならない。なお、非常災害対策のシステムについては、りんどうの里防火管理委員会で定めるものとする。

2 りんどうの里は、非常災害に備えるため、毎年春期に昼間の非常災害訓練(避難訓練、消火訓練及び通報訓練をいう。以下同じ。)を、秋期に夜間を想定した非常災害訓練を実施しなければならない。

3 りんどうの里の従業者は、常に災害の防止と利用者の安全確保に配慮しなければならない。

(要望及び苦情処理)

第18条 りんどうの里は、提供した施設サービス等に関し、利用者又は家族から要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明するものとする。

2 要望及び苦情の受付者は、相談室所属の職にある者とし、支援相談員を受付責任者とする。なお、苦情処理のシステムは、りんどうの里苦情処理委員会で定めるものとする。

- 3 利用者又は家族の要望及び苦情を受け付けるため、相談室窓口に「ご意見箱」を設置するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第19条 りんどうの里は、事故発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針(りんどうの里事故予防・対応マニュアル)を整備すること。
 - 二 りんどうの里は、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - 三 介護支援専門員を安全対策責任者とする。
 - 四 事故発生防止のための委員会(事故防止対策委員会)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 りんどうの里は、利用者に対する施設サービス等の提供において事故が発生した場合は、前項のマニュアルに基づいて、直ちに管理者の責任において必要な措置を採るとともに、利用者の家族等に連絡しなければならない。死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び利用者の住所のある市町村に報告しなければならない。
- 3 事故が発生した場合は、管理者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じなければならない。事故に至らない出来事(インシデント)についても、同様とする。
- 4 りんどうの里は、前項の事故状況及び事故に際して採った措置について記録するものとする。
- 5 りんどうの里は、利用者に対する施設サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービスの質の評価)

- 第20条 りんどうの里は、自らその提供する施設サービス等の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。なお、評価に当たっては、りんどうの里サービス評価委員会を組織して行うこととする。
- 2 前項に定める評価委員会は、りんどうの里の従業者以外の者をもって組織するよう努めなければならない。
 - 3 りんどうの里は、第一項に定める評価委員会の評価を要約し、公表するよう努めなければならない。

第5章 雑則

(委任)

- 第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、医療法人パテラ会の同意を得て、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行し、介護老人保健施設入所運営規程（平成13年4月1日施行）、短期入所療養介護運営規程（平成13年4月1日施行）及び通所リハビリテーション運営規程（平成13年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。